

避難実施要領のパターン とは？

避難実施要領・・・

国民保護事案が発生し、国より避難の指示があった際に当該市町村の市町村長が定めるもの。避難が必要な地域及び避難先の情報に加え、避難の経路、避難の手段及び方法、避難住民の誘導の実施方法やそれに伴う関係職員の配置等を定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法） （平成16年6月18日施行）

第61条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、**避難実施要領**を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

避難実施要領のパターン・・・

国民保護事案発生時に迅速に「避難実施要領」が作成できるよう町が事前に作成しておくもの。考えられる事案のパターンを複数作成しておき、発生した事案の状況を反映することで、迅速な対応が可能となる。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）

4 避難住民の誘導

(1) 平素からの備え

○市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。・・・（省略）

○市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。